

全国農業新聞

NATIONAL
AGRICULTURAL
NEWS

新聞

2021年(令和3年)

9月24日

金曜日
月4回金曜日発行

東日本版



こうした要望を受け、同市では空き家バンク制度を担当する地域資源開発課と農業委員会が農地法施行規則第17条に基づく検討を行い、このほど空き家に付随する農地に限って権利取得要件を緩和することとした。

具体的な手続きは、①所有者が空き家バンク登録と同時に、付隨する農地の最低下限面積の要件緩和を農業委員会に申請する②委員会が農地法第3条に基づく要件のほか、耕作放棄地状態であることや担い手に集積すべき農地ではないことなどを確認③空き家と同時に取得することも確認したうえで農地の権利取得が認められる。

農業委員会事務局は「農地付き空き家対策に取り組むことで、移住者などの新規就農も期待できる。徐々に面積を拡大して、耕作放棄地解消にもつなげていきたい」と話している。

問い合わせは、山梨市農業委員会(0555-32-2111)まで。

就農促進・耕作放棄地解消へ

【山梨市】空き家付隨農地の取得要件を緩和

盆地の北東部に位置する山梨市は果樹栽培が盛んな地域だが、秩父山系などの条件不利地域も抱えており、同県でも早くから空き家や耕作放棄地の対策に取り組んできた。同市が空き家バンク制度を導入したのは2006年度。以後、同制度を進める中で、「空き家と農地を一体で貸したい」「隣の耕作放棄地を借りて晴耕雨読の生活を実現したい」などの要望が多数寄せられていた。

業委員会(0555-32-2111)まで。